

会議録

1. 附属機関の名称 : 犬山市伝統的建造物保存委員会
2. 開催日時 : 令和4年9月8日(木) 午後4時30分から午後5時30分まで
3. 開催場所 : 犬山市役所 2階 204 会議室
4. 出席した者の氏名
 - (1) 委員 長谷川良夫、溝口正人、岩田敏也、梅田佳和、安田裕哉、栗谷和男
 - (2) 執行機関 滝教育長、中村教育部長
歴史まちづくり課 加藤課長、渡邊課長補佐、中村主査補、大前主事補
5. 協議事項
 - (1) 令和4年度犬山市文化財保存事業費補助事業について
6. 会議要旨
 - (1) 令和4年度犬山市文化財保存事業費補助事業について
(事務局より資料に基づき、令和4年度に予定の犬山市文化財保存事業費補助事業3件について説明)
委員:今までの改修工事の話があったが、補助金対象としての工事は今回が初めてか。
事務局:専念寺庫裏については初めての補助である。

委員:長瀬家住宅と旧五月旅館に関しては歴史的風致形成建造物予定との記載があるが、歴史的風致形成建造物はどのように指定するのか。
事務局:犬山市文化財保存事業費補助金の対象となる登録有形文化財や歴史的風致形成建造物の修理内容に関する審査を当委員会で行う。歴史的風致形成建造物の指定の手続きは、所有者から歴史的風致形成建造物に指定したいという意思表示がされた後に、犬山市長から犬山市教育委員会に歴史的風致形成建造物への指定に関する意見照会を行い、犬山市教育委員会の意見を踏まえて犬山市長が指定する。

委員:指定には都市計画部局は関係しないのか。
事務局:手続き上都市計画部局は関係しない。事務は全て歴史まちづくり課が行う。

委員:歴史的風致形成建造物の指定が適切かどうかを判断する場はどこか。
事務局:物件の時代背景を含めて歴史まちづくり課で調査を行うことになる。物件の調査は長谷川会長に

依頼し、その成果をもと物件の価値に関する所見を作成いただいている。物件を歴史的風致形成建造物に指定すべきと判断した場合、所有者の同意を得たうえで手続きを進めることになる。

委員：指定に関する諮問答申の形をどこかでとるわけではないのか。

事務局：最終的に歴史的風致形成建造物として指定したという報告を歴史まちづくり協議会で行うこととしている。

委員：歴史的風致形成建造物の指定に関する諮問答申はせずに、内部ですべて処理するという理解でよいか。

事務局：断定できないため確認する。

委員：旧五月旅館の所在地は旧城郭内である。犬山城下にそれぞれの歴史的な経緯があり、その歴史的風致をどう維持向上していくかが歴史まちづくり法の狭義であり、それに合致する物件の修理であることから補助金を投入し、修理するという理屈を行政が持つべきである。

事務局：歴史的風致形成建造物の指定基準の中にも歴史性とか地域性の観点から必要なものという基準がある。精査し、しっかりと説明できるようにする。

委員長：伝統的建造物は時代とともに変わっていくものであり、私は江戸時代から明治、大正、昭和と引き継いできた日本の木造建築技術を残していきたいと考えている。合意形成が難しいかもしれないが、犬山市を重伝建地区に入れることができないかと考えている。重伝建地区だと活用できる補助金も多い。

委員：その場合線引きが必要になる。

委員：専念寺庫裏について、国の登録有形文化財だが外観の変更ではないため文化庁への現状変更は不要か。

事務局：不要である。

委員：浄土宗の庫裏として非常に古いものである。苦言を呈するわけではないが市の指定文化財にして文化財的な修理をしてほしい。本日見た2部屋は生活の場として使っている様子もないため歴史的な復元というのを後々考えていただきたい。

○その他

※第2回委員会は1月頃を予定。詳細な日程については後日調整する。